

平成28年8月2日

経済戦略局総務部総務課担当係長、市職経済局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・ これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。
- ・ 立地推進部イノベーション担当の職員の勤務時間の割振り変更の追加について協議願いたい。

(支部)

- ・ 本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・ では、引き続き事務折衝を始める。
- ・ 立地推進部イノベーション担当は、成長産業分野やクリエイティブ、デザイン産業分野への参入や新たな事業展開をめざす中小企業等への支援の一環として、ビジネスセミナーや研究会、マッチング会などの各種イベントを実施している。
- ・ そうしたイベントは、その参加対象者が社会人や自社の業務を抱える起業家などであるため、参加希望者のニーズを反映して夜間など勤務時間外に開催しており、これまでも勤務時間の割振り変更により対応してきたが、活動内容の多様化や事業の効果がより発揮できる時間帯の検討などにより、当初に設定した勤務時間に収まらない事業が増えてきている。
- ・ ついては、職員イベント対応にあたっては、職員の健康管理及び円滑な業務運営並びに効果的・効率的な業務執行体制を図る観点から、原則として超過勤務命令が生じない場合に、勤務時間の割振り変更を行いたい。
- ・ 具体的には、勤務時間を13時から21時30分まで、休憩時間は16時45分から17時30分までの勤務時間を追加したい。

(支部)

- ・ 職員の健康管理の観点から行うものであることから、基本的に了承するものであるが、次の点について指摘する。
- ・ 勤務時間の割振り変更を行う日においては、勤務開始時刻が13時からとなることから、勤務開始時刻と登庁時刻に大きな差が生じることのないようにすること。
- ・ また、夜間イベントの開催頻度が増えてきており、特定の職員に当該業務が集中することのないよう配慮すること。

(局)

- ・ ご指摘の点については、勤務時間の割振り変更を実施するにあたり、適切に運用するよう管理監督者と連携して取り組んでいく。

(支部)

- ・ 指摘した点について適切に運用されることを求めたうえで、勤務時間の割振り変更については了解する。